

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度

酒田市立宮野浦小学校

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめの態様

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、インターネット上での誹謗中傷等も含む。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、人格の形成等に重大な危険を生じさせるものである。また、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識を持ち、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「早期対応・組織的対応」等に積極的に全力で取り組んでいくものとする。

2 いじめ防止のための取組

（1）教職員による指導について

- ① 職員会議や校内研修、職員打合せ等の中で、いじめに関する研修を深め、共通理解を図りながら共通指導を行っていく。
- ② 児童に対して、各学期の学級開きの時に、いじめは許さないことを担任が宣言し、日常的にいじめ問題に触れながら、「いじめを許さない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③ 定期的なアンケートや教育相談の実施を通して児童理解に努め、学年・学級経営の中で人間関係づくりを推進する。
（「Q-U アンケート」の実施、「にこにこ班活動」「ふれあい面談」「特別活動」「道徳」等、教育活動全般を通して）
- ④ 日々児童一人一人を大切に「互いを尊重する授業」の実践を心がけ、教員自身の指導（指導のあり方、教職員の言動等）の振り返りを行っていく。

（2）児童に培う力とその取組

- ① 自尊感情と自己有用感
（主に給食準備、清掃活動、係活動、委員会活動、にこにこ活動班）
- ② 人間関係能力（主にふれあい面談、にこにこ班活動）
- ③ 他者との違いを認識できる力と認め合える力
（主に交流授業、にこにこ班活動、帰りの会での振り返り）
- ④ 規範意識と善悪の判断力（主に特別活動、道徳等、教育活動全般）
- ⑤ 粘り強く取り組む力（教育活動全般）

（3）いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取り組み

「いじめ防止対策会議」…学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。「定例会」「臨時会」「ケース検討会」を次のように実施する。

定例会：年4回（年度初め、各学期末）に実施する。

◇校内構成員：校長、教頭、教務主任、生活支援部長、教育相談担当、
学年主任、養護教諭（※年度初めは学級担任も参加）

◇校外関係者：PTA 会長、PTA 副会長、学校評議員、SC、SSW 等
（※ 必要に応じて参加要請する）

□学校基本方針に基づく具体的な取組の実施や対応、計画の作成・実行・検証・修正等。いじめに関するアンケート調査の結果と Q-U アンケートの不満足群に属する児童の情報の共有。

臨時会：必要に応じて随時実施する。

◇校内構成員：校長、教頭、教務主任、生活支援部長、教育相談担当、
学年主任、該当学級担任、養護教諭

◇校外関係者：PTA 会長、PTA 副会長、学校評議員、SC、SSW 等
（※ 必要に応じて参加要請する）

□事案に基づく具体的な対応検討や検証等

ケース検討会：事案が発生した場合の初動体制として、臨時会の実施前に必要に応じて実施する。

◇校内構成員：校長、教頭、教務主任、生活支援部長、
該当学年主任、該当学級担任

◇校外関係者：SC、SSW 等（※ 必要に応じて参加要請する）

□事案の情報集約と対応の方向性の検討等

（4） 児童の主体的な取組

- ① 縦割りの「にこにこ班活動」による取組を充実していく。
- ② 児童会を中心に、「いじめ防止」に関わる取組を設定していく。

（5） 家庭・地域との連携

- ① PTA 総会、学年・学級懇談会、学校だより、学年・学級だより、ホームページ等を通して、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ② 適時、学年・学級懇談会等で話し合いを行う。
- ③ 見守り隊との情報交換会や民生委員・児童委員会等で、情報の共有を行う。

3 早期発見の在り方

（1） 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめに関するアンケート調査、Q-U アンケート調査、面談の実施
 - ・いじめに関するアンケート調査と Q-U アンケート調査を年2回（5月・10月）実施する。
 - ・いじめに関するアンケート調査と Q-U アンケート調査の結果をもとに、全児童と「ふれあい面談」を年2回（6月・11月）に行う。
- ② 日常的な児童の見取りと情報交換
 - ・「互いを尊重する授業」の実践と休み時間を含めた日々の見取りを行う。

（2） 相談窓口などの組織体制

- ① 児童・保護者からの訴えに関する窓口の一本化

- ・児童からの訴えについては、生活支援部長が窓口となり対応する。
- ・保護者からの訴えについては、教頭が窓口となり対応する。
- ② 教職員間のこまめな情報交換
 - ・報告、連絡、相談を徹底する。
 - ・職員会議や打合せでの児童の情報交換を行う。
 - ・気になる児童の様子や相談記録はデータ化し、教職員で共有する。
- (3) 地域や家庭との連携
 - ① 学年・学級懇談会、学校だより、学年・学級だより、ホームページ等による児童の様子広報と情報交換
 - ② 見守り隊や民生委員・児童委員を通した、児童の実態の情報交換

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

- (1) 素早い事実確認・報告・相談
 - ① 速やかな報告を徹底する。
 - ・情報の受信者は、担任・学年主任→生活支援部長→教頭・教務主任→校長のルートで直ちに報告する。また、全職員へも周知する。
 - ② 被害児童・加害児童への聞き取り、周辺児童への聞き取りを行う。(複数で対応)
 - 被 被害児童の「味方」とであるという視点に立ち、児童の気持ちにより添って話を聞く。
 - 加 状況の確認については受容的に聞き、毅然とした態度で指導する。
 - 固 事実の確認をする。時と場を考慮して必要な指導を行う。
 - ③ 被害児童保護者・加害児童保護者へ対応する。
 - 被 確認した事実を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
 - 被 今後の対応や再発防止策について、共通理解を図る。
 - 加 確認した事実を正確に伝え、今後の対応について共通理解を図る。
 - 加 謝罪について相談の上、確認する。
- (2) 発見・通報を受けての組織的な対応
 - ① 状況に応じて「いじめ防止対策会議」の「ケース検討会」「臨時会」を開催する。
 - ・具体的な指導方針や指導体制、対応策を検討する。
 - ・決定事項について全職員で共通理解し、共通指導を行う。
 - ② すべて、時系列で記録をとる。
 - ③ 謝罪や一度の指導で解消とせず、継続的な見守り、面談を行う。
- (3) 集団へのはたらきかけ
 - ① いじめの被害児童の気持ちを考えさせる機会を持つとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ② はやしたてる行為や見て見ぬ振りをするのもいじめに加担する行為であることを認識させる。
 - ③ いじめを止めさせることや誰かに知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行動であることについて指導する。
- (4) ネットいじめへの対応
 - ① ネット上に本校及び本校児童に関する不適切な書き込み等を発見した場合は、

直ちに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

(外部機関への協力依頼：酒田警察署、法務局酒田支局、市教委、プロバイダ等)

- ② 児童と保護者に情報モラルに関する学習会を実施し、理解を深めていく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態について

重大事態とは、いじめにより、

- ① 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ② 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

※児童や保護者から①②のようないじめ重大事態が生じたという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして調査・報告等を行う。

＜重大事態と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 等

(2) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他必要な情報等について、素早く酒田市教育委員会へ報告する。

(3) 調査主体・組織の検討

学校が主体となって調査を行うか、学校と市教委が連携して調査を行うか決定する。（※不登校事案の場合は、原則として学校が調査主体となる。）

(4) 調査の実施

「被害児童・保護者の意向」及び「調査方法・内容」の確認、「調査結果の説明」について、被害児童・保護者と協議を進めながら行う。市教委と連携を図りながら行う。

※ 外部機関との連携

酒田市教育委員会の指示のもと、酒田警察署、庄内教育事務所、児童相談所との連携を図る。そして、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

※ 「酒田市いじめ問題対応委員会」の対応が必要な重大事態と判断された場合

専門家や第三者から構成される「酒田市いじめ問題対応委員会」が当該重大事態に係る調査を行い、事実関係を明確にする。

6 教育相談体制と生活指導体制について

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 児童が帰りの会で記入する日々の振り返りノート等により、日頃から情報収集を行い、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、教育相談担当、教護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。具体的な計画は「学校経営概要」による。

(2) 生活指導体制と活動計画

- ① 日常の学習や学校生活の充実を第一に考え、問題行動等へは即時対応を心がける。

- ② 全職員による共通理解と共通指導を常に意識して、指導・支援にあたる。具体的な計画は「学校経営概要」による。

7 校内研修

- (1) いじめに関する研修を年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。
- (2) 一人一人を大切にした「互いを尊重する授業」づくりや「道徳の授業」の充実について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

8 学校評価

- (1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方
「いじめ発見調査アンケート」の実施や「学校評価」の実施を通して、いじめ問題への取組について定期的に評価していく。
- (2) 地域や家庭との連携
学校だより等で学校評価の結果やいじめに関わる実態を広報するとともに、学年・学級だより等でいじめとその防止対応に関わる考え方や方針を伝えるようにする。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル
学校運営評価改善会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認し、改善の方策を明確にして次の指導にあたる。

9 その他

- (1) 縦割り活動による自尊感情と自己有用感の育成
年間を通してにこにこ班を生かしながら、児童の自主性、責任感、リーダーシップやフォロワーシップを育て、自尊感情と自己有用感の育成を図る。
- (2) 児童とのふれあい
授業や学校生活の各場面で、生徒指導の実践上の四つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かしながら、児童と児童、児童と教職員が交流したり、児童と担任がじっくり向き合ったりすることができるようにする。